

第16回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和3年10月8日(金) 午前9時 開会																														
2 開催場所	三朝町役場 第2会議室																														
3 出席委員	<p>農業委員 7人のうち出席者</p> <table border="1"> <tr> <td>1番 青木君夫</td> <td>出</td> <td>2番 野見幸雄</td> <td>出</td> <td>3番 松原利志</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>4番 米原章太郎</td> <td>出</td> <td>5番 山本雅之</td> <td>出</td> <td>6番 本田博</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>7番 村岡幸枝</td> <td>出</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">出席 7人</td> </tr> </table> <p>農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者</p> <table border="1"> <tr> <td>吉田弘幸</td> <td>出</td> <td>山本一夫</td> <td>出</td> <td>吉田定夫</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>山本満</td> <td>出</td> <td>楠本幸孝</td> <td>出</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">出席 5人</td> </tr> </table>	1番 青木君夫	出	2番 野見幸雄	出	3番 松原利志	出	4番 米原章太郎	出	5番 山本雅之	出	6番 本田博	出	7番 村岡幸枝	出	出席 7人				吉田弘幸	出	山本一夫	出	吉田定夫	出	山本満	出	楠本幸孝	出	出席 5人	
1番 青木君夫	出	2番 野見幸雄	出	3番 松原利志	出																										
4番 米原章太郎	出	5番 山本雅之	出	6番 本田博	出																										
7番 村岡幸枝	出	出席 7人																													
吉田弘幸	出	山本一夫	出	吉田定夫	出																										
山本満	出	楠本幸孝	出	出席 5人																											
4 欠席委員																															
5 農業委員会事務局職員	事務局長 安田寛 主査 小椋智子 専門員 大村哲也																														
6 議事録署名委員	3番 松原利志 委員 6番 本田博 委員																														
7 議事内容等	(1) 議案第47号 非農地証明申請書について(穴鴨) (2) 議案第48号 三朝農業振興地域整備計画の変更について (3) 議案第49号 農用地利用集積計画(利用権設定)について																														
8 報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (2) 農地法第18条第6項の規定による通知書について																														
9 その他	(1) 農業委員会総会の日程について ①令和3年11月総会 11月 日() 午前9時～ 三朝町役場 第2会議室 (2) 令和4年の農作業標準料金等に係る意見について (3) 令和3年度農業委員会特別研修会について (4) その他																														
11 閉会	午前10時00分																														

1. 開 会	
事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から、第 16 回三朝町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>山本会長、ご挨拶をお願いいたします。</p>
2. 会長挨拶	<p>稲刈りも大方終わり次は大豆の収穫が始まるようですが、今年の収量は例年並みで概ね品質も良好でいいと聞いております。</p> <p>これからは来年の作付けの事が話題となりますので、米価は下がり、担い手は高齢化が進む一方ですが、今まで以上に農家の方々への対応をお願いします。</p>
3 総会成立宣言	
事務局長	<p>本日の出席委員は7名中、7名が出席されています。</p> <p>定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。</p> <p>それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は山本会長をお願いします。</p>
4 議事録署名委員の指名	
議長	<p>それでは日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしとのことですので、3番 松原利志 委員 6番 本田博 委員、を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、書記は事務局をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p>
5 議事	
(1) 議案第 47 号 非農地証明申請書について (穴鴨)	
議長	<p>「議案第 47 号 非農地証明申請書について (穴鴨)」を議題とします。</p> <p>事務局は議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第 47 号 非農地証明申請書について」説明させていただきます。</p> <p>1 ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>当該申請の土地は、昭和 63 年穴鴨字向喜津一体の圃場整備事業を実施するにあたり、圃場整備受益者からの要請により新しく農道を整備する必要があったことから、畑として耕作していた土地を道路用地と農地に分筆したことにより現在の少し細く尖った三角の農地の形になった経緯がございます。</p>

	<p>この農地は、申請者の父が畑として耕作しておりましたが、農地の形状が細い三角形であることから農業用機械の利用が芳しくない一部については、雑草の繁茂を抑止するために、その後、スギの苗木を植栽し残りの部分は畑地として耕作しておりました。</p> <p>このような状態にありましたが、申請者の父が高齢になったこと、併せてイノシシ被害に苦慮していたことから耕作を止む無くあきらめ、雑草が繁茂することがないように残りの農地部分にヒノキを植栽したものでございます。</p> <p>申請者の父が平成30年に他界し、当該地を相続する際に登記地目が畑であったことから、今年度、林地として地目変更をすることを考え、町農業委員会事務局に相談したところ「農地に許可を得ないで樹木を植栽した状態であることは違法になる。」とのことを聞き、取り急ぎ本申請を提出するに至ったものでございます。</p> <p>以上が、申請の経過等でございます。</p> <p>なお、審査表の判定は、「非農地」許可としておりますのでご確認いただきたいと思っております。</p> <p>簡単ですが、説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。 現地確認を行っておりますので、竹田地区の委員さんから報告をお願いします。</p>
6番委員	<p>当該農地の申請について、本日午前8時10分に申請地におきまして、楠本最適化推進委員さん、安田事務局長さん、大村専門員さんと、現地確認を行いました。 現地の現況を確認したところ、内容はただ今の事務局さんの説明のとおりでありまして、現状は既に植林された木が山林になっております。 また、農道を挟んで位置する水田への影響を考慮した状況になっておりますので、非農地として承認することに問題は無いと確認したところ です。</p>
議長	<p>それでは皆さんから、ご意見、ご質問をうかがいます。 皆さん、ご意見は無いですか。</p> <p>【意見無の声】</p> <p>ご意見が無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、議案第47号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>≪議長≫ それでは、議案第47号は承認されました。</p>

(2) 議案第 48 号 三朝農業振興地域整備計画の変更について	
議長	「議案第 48 号 三朝農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	<p>議案第 48 号「三朝農業振興地域整備計画の変更について」説明します。</p> <p>このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により三朝町長から協議がありましたので、本委員会にお諮りするものでございます。</p> <p>案件は、坂本地内でございます。</p> <p>法律の施行規則について資料に基づき、農林課 小椋係長が計画変更について説明。</p> <p>(農業振興地域整備計画の策定又は変更)</p> <p>第三条の二 市町村が法第八条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>2 前項の規定は、法第十三条第一項の規定により市町村が行う農業振興地域整備計画の変更（農業振興地域の整備に関する法律施行令（以下「令」という。）第十条第一項に掲げる軽微な変更該当するものを除く。）について準用する。</p> <p>市町村が法第八条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	事務局の説明は終わりました。 現地確認を行っておりますので、三徳地区の農業委員さんから報告をお願いします。
三徳地区 農業委員	<p>令和 3 年 9 月 28 日、午前 8 時から、現地において、山本会長さん、山本委員さん、事務局の大村専門員とで、申請者、安田農林課長、小椋係長から農業振興地域整備計画の変更について説明を受けました。</p> <p>水路につきましては、下流への対策も考慮されているようですので、これが万全であれば問題は無いと現地を確認したところです。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
高勢 推進委員	資料 24 頁の図面の用水路の表示が異なっていると思うが
事務局	ご指摘のとおり現状と異なっておりますので、下側の方に図面を修正したいと思います。
会長	直接的に区域変更と関係ないが、28 頁の図で、油水分離装置の設置と分離した排水がどのように流れるかを明確に図示しておいたほうがいいと思うが。

事務局	ご指摘のように、図面に明記したものに修正したいと思います。
議長	<p>その他、ご質問はありませんか。</p> <p>【全体を見まわして、意見がないことを確認】</p> <p>それでは、議案第 48 号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>《議長》 それでは、議案第 48 号は承認されました。</p>
(3) 議案第 49 号 農地利用集積計画（利用権設定）について	
議長	<p>「議案第 49 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。</p> <p>事務局は、議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。</p> <p>【議案書をもとに朗読】</p> <p>諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 3 号の各要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 <ol style="list-style-type: none"> イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 <p>以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。</p> <p>【全体でないことを確認】</p>

	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>議案第 49 号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>それでは、議案第 46 号は、承認されました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議事は終了しました。</p> <p>引き続き、第 6 の報告事項に移ります。</p> <p>事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは 頁からの「報告(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」につきましては、 件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思えます。</p> <p>事務局からの報告事項は、以上でございます。</p>
事務局	<p>続きまして「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について」でございます。</p> <p>本件につきましては、現在は水稻を耕作されている農地をかさ上げして、畑として利用したいとするものでございます。</p> <p>これに伴い現在設定されております利用権設定を解除するものでございます。</p> <p>事務局からの報告事項は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局から報告がありましたが、ご質問等ありましたら発言をお願いします。</p> <p>【発言なし】</p> <p>次の報告事項を、事務局は説明してください</p>
事務局	<p>それでは、報告第 2 の農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書についてでございますが、これはいわゆる合意解約の通知でございます。</p> <p>本泉地内の水田、現在農地中間管理機構を通じて農事組合法人もとみずみ営農と利用権設定されている水田を畑地にするもので、本通知のとおり合意解約されたものでございます。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、第 7 のその他に入ります。</p> <p>(1) 令和 3 年 1 1 月の農業委員会総会の日程について</p> <p>【協議の結果】</p> <p>1 1 月 1 0 日 (水) 午前 9 時からの開会を予定します。</p> <p>会場は、第 2 会議室です</p>

	<p>(2) 令和4年の農作業標準料金等に係る意見についてについて 夏季の草刈りの単価を考えてほしいとの意見があったが、基本的に事情がある場合は相対による単価決定としているので、ということで整理した。</p> <p> 今回の協議には、油脂単価を調査したうえで単価協議を行うこととした。</p> <p>(3) 令和3年度農業委員会特別研修会について 昨年の参加状況を勘案して事務局に一任する。</p> <p>(4) その他について 本田会長職務代理から、年金WEB研修会参加について概要報告された。</p>
議長	<p> 本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。</p> <p> 【発言が無いことを確認】</p> <p> それでは、本日の委員会は以上を持ちまして終了します。</p> <p> 皆さん、ご苦労さんでした。</p>
<p>【委員会終了：午前10時20分】</p>	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年10月8日

議 長

(記名)

議事録署名委員

3番 農業委員

(記名)

6番 農業委員

(記名)
